第5回阿蘇市議会会議録

- 1. 令和 5 年 9 月 1 日 午前 10 時 00 分 招集
- 2. 令和 5 年 9 月 4 日 午前 10 時 00 分 開議
- 3. 令和 5 年 9 月 4 日 午前 11 時 50 分 散会
- 4. 会議の区別 定例会
- 5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1	番	杉	谷	保	信	2	番	中	JII	文	久
3	番	菊	池	勝	秀	4	番	竹	原	真理	里子
5	番	佐	藤	和	宏	6	番	佐	藤	菊	男
7	番	児	玉	正	孝	8	番	甲	斐	純-	一郎
9	番	<u>\frac{1}{1}</u>	石	昭	夫	10	番	竹	原	祐	_
11	番	園	田	浩	文	12	番	市	原		正
13	番	大	倉	幸	也	14	番	湯	淺	正	司
15	番	五.	嶋	義	行	16	番	古	木	孝	宏
17	番	谷	﨑	利	浩	18	番	菅		敏	德

欠席議員

なし

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市	長	佐	藤	義	興	副	市	長	和	田	_	彦
教 育	長	坂	梨	光	→	総	務部	長	髙	木		洋
市民部	長	宮	﨑		隆	経	済 部	長	藤	田	浩	司
土 木 部	長	荒	木		仁	教	育 部	長	Щ	П	貴	生
阿蘇医療センター事	務部長	村	Щ	健	_	総	務 課	長	和	田	直	也
福 祉 課	長	松	岡	幸	治	農	政 課	長	佐	伯	寛	文
建設課	長	中	本	知	己	企画	前財政調	果長	廣	瀬	和	英
教 育 課	長	藤	井	栄	治	防災	後情報 記	果長	市	原	修	二
ほけん課	長	小	Щ	隆	幸	観	光 課	長	秦		美 保	;子
住環境課	長	村	上	勇	_	税	務 課	長	上	村	美	博
波野支所	長	岩	下	勝	則	市	民 課	長	森	永	智	保
健康増進課	是長	Щ	内	る	み	まち	づくり	課長	石	松	昭	信
上下水道課	是長	竹	原	昭	典	人権	善啓 発言	果長	井	野	秀	_

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 本 繁 樹 議会事務局次長 塚 本 栄 治

書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

競争口住り	報 古	
日程第 1	承認第 11 号	専決処分した令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算(第3号)に
		ついて
日程第 2	議案第 58 号	阿蘇市職員定数条例の一部改正について
日程第 3	議案第 59 号	阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 60 号	阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 61 号	阿蘇市農業構造改善センター条例の一部改正について
日程第 6	議案第 62 号	令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第4号)について
日程第7	議案第 63 号	令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算(第 1 号)
		について
日程第 8	議案第64号	令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)につ
		いて
日程第 9	議案第 65 号	令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
		について
日程第 10	議案第66号	令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)に
		ついて
日程第 11	議案第 67 号	令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2
		号) について
日程第 12	議案第 68 号	令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算(第2号)につ
		いて
日程第 13	議案第 69 号	令和 5 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算(第1号)につ
		いて
日程第 14	議案第 70 号	令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算(第2号)につ
		いて

午前 10 時 00 分 開議

日程第15 議案第71号 令和5年度阿蘇市水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第16 議案第72号 共有原野等の寄附について

1 開議宣告

○議長(菅 敏徳君) おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、議事に入ります。

お諮りいたします。日程第1、承認第11号「専決処分した令和5年度阿蘇市一般会計補正 予算(第3号)について」を会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し たいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 異議ないものと認めます。したがって、承認第 11 号は委員会の付 託を省略することに決定いたしました。

日程第1 承認第11号 専決処分した令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第3号)について

〇議長(菅 敏徳君) 日程第1、承認第11号「専決処分した令和5年度阿蘇市一般会計補 正予算(第3号)について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

〇企画財政課長(廣瀬和英君) おはようございます。

別冊 1 をお願いいたします。ただ今議題としていただきました承認第 11 号、専決処分した令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算(第 3 号)について、御報告申し上げます。

本件は、6月下旬から7月上旬にかけまして九州北部地方をはじめ、長期に梅雨前線がかかり、広範囲で強い降雨が発生、7月3日には線状降水帯の発生情報である顕著な大雨に関する気象情報が阿蘇地方にも発表されました。この梅雨前線豪雨により、本市におきましても応急復旧を含め早急な対応が求められましたので、7月3日付けで緊急的に専決処分を行ったものでございます。

1 ページをお願いします。まず、第 1 条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,997 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 179 億 7,664 万 7,000 円と定めております。

それでは、7ページの歳出予算から御説明させていただきます。

まず、7ページの一番上、款項目番号で申し上げますと、款10の項2の目2農業用施設災害復旧費になります。こちらは、農地・水路など3件の設計委託料として200万円を追加、また坂梨地区をはじめ、農地など14か所の単独災害復旧工事としまして300万円を追加計上しております。

次に、ページ中段の款 10 の項 3 の目 1 河川等災害復旧費になります。まず、測量設計等業務等委託料としまして 7 件分の 550 万円を追加計上しております。また、その下の現年単独災害復旧工事としまして波野地区など 7 件分の 700 万円を追加計上しております。

最後に、7ページ、款 10 の項 6 の目 4 観光地域振興施設等災害復旧費になります。まず、 阿蘇山上事務所屋根復旧工事につきましては、強い雨風によりまして山上事務所の屋根の一 部が破損したことに伴い防水工事等を行うもので 150 万 7,000 円を計上しております。また、 その下の古代の里キャンプ村法面復旧工事につきましては、コテージ付近の木製土留めが崩壊したため、復旧費としまして 96 万 3,000 円を計上しております。

なお、財源につきましては、前の6ページに戻りますが、1,997万円全額を前年度繰越金から充当しております。

説明は以上になります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(菅 敏徳君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(菅 敏徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 討論なしと認めます。

これより、承認第11号を採決いたします。承認第11号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 御異議なしと認めます。したがって、承認第 11 号は承認すること に決定いたしました。

日程第2 議案第58号 阿蘇市職員定数条例の一部改正について

○議長(菅 敏德君) 日程第2、議案第58号「阿蘇市職員定数条例の一部改正について」 を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(髙木 洋君) おはようございます。

議案書に戻っていただきまして、議案書1ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第58号、阿蘇市職員定数条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由であります。1 ページ、下をお願いします。本件は、公営企業であります 病院事業の安定経営に向けた医療体制の充実を図るため、職員定数を見直す必要があること から、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、2 ページ、新旧対照表により説明をさせていただきます。下線部をお願いします。第2条第8号中になります。病院事業の職員定数を現在の「150人」から「170人」に改める改正でございます。

改正に至りました背景でございますけれども、阿蘇医療センターにおきましては、医療事務、具体的に申し上げますと、入院・外来算定業務、また診療情報の管理業務、医師事務作

業補助等を外部の業者さんに委託を行っております。しかしながら、この医療事務につきまして、委託先においても非常に職員の確保が厳しく困難な状況にあり、絶対数も足りないことから、委託先からは、派遣の打切りであるとか、派遣人員の縮小、そういったことも打診がなされております。併せまして、来年には入院医療費のこれまでの出来高払いの算定方式から包括評価方式による入院医療費算定等の移行準備も進められております。このような状況に対応するために、委託ではなく、職員として直接雇用による体制確保も視野に入れる必要があります。また、医師をはじめ、看護師、各種医療スタッフ、医療技術者等につきましても、働き方改革が非常に今叫ばれております。将来にわたる安定的な医療体制、スタッフ体制の充実を図るべく、病院事業職員の定数を今回150人から170人に改正するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するとしております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅 敏徳君) これより質疑を行いますが、ただ今説明のありました議案第 58 号から議案第 72 号「共有原野等の寄附について」までは、各常任委員会に付託いたします。 したがって、自己の委員会の所管となる案件への質疑は御遠慮願います。

なお、これから質疑を行います議案第 58 号は、阿蘇医療センターの定員に関わる改正となっておりますが、総務常任委員会への付託を予定しています。よって、文教厚生常任委員の阿蘇医療センター事務部長への質疑を認めることを申し添えます。

それでは、議案第58号の質疑を行います。質疑はありませんか。 12番議員、市原正君。

O12番(市原 正君) 12番、市原です。

定数をこのように改正するのはいいことですけれども、実際に今人手不足があちらこちらで叫ばれている中で、定数を改正しても職員の確保はできるんですか。その辺の考え方はどう思っていますか。

- 〇議長(**菅 敏徳君**) 医療センター事務部長。
- **○阿蘇医療センター事務部長(村山健一君)** ただ今の質問にお答えさせていただきたいと 思います。

そういった人員が今いるのかということでございますが、現行の委託派遣の業者さんにいらっしゃる方々の任用を変えることも視野に入れたということも一つの選択肢としてあるということでございます。それから、私どもがそういった形で来ていただけないかという話を業者さんにするときに、なかなか私は派遣の職員であるという形だと、いや、ちょっとそれはということでお断りされる、正規の職員になりたいんですというようなこれまでのやり取りもあって、そこが確保できないという形でありますので、そういった需要は見込めるのではないかと思っているところでございます。

○議長(菅 敏徳君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第3 議案第59号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長(菅 敏徳君) 日程第 3、議案第 59 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例 の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(髙木 洋君) 続きまして、議案書3ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第59号、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由、3ページ、下になります。本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

4ページの新旧対照表により御説明をさせていただきます。下線部をお願いします。第17条の3、これは災害派遣手当等になります。これにつきまして、第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、また、下線部、下の方の記載、「第44条に規定する」を「第26条の7の規定により」に改めるものでございます。

詳細を申し上げますと、今回の法律の改正によりまして、これまで新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当とされていた手当が感染症の発生及びまん延の初期段階、政府対策本部が設置されたときから派遣を可能とする新型インフルエンザ等対策派遣手当と改正されたことにより、本条例を改正するものでございます。これまでは緊急事態派遣手当、そういった名目でもございまして、国の緊急事態宣言とか、まん防がないと自治体が派遣職員を受け入れたときにこの手当が出なかった。それが感染症の発生初期段階から政府に対策本部が設置された時点から手当てを出すことができるようになる、そういった改正でございます。

施行期日につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行日から施行することとなっております。議案作成後でありますが、9月1日施行に決定したことを御報告させていただきます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅 敏徳君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第4 議案第60号 阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

〇議長(菅 敏徳君) 日程第 4、議案第 60 号「阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部 改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

〇総務部長(髙木 洋君) 続きまして、議案書 5 ページ、6 ページをお願い申し上げます。

ただ今議題としていただきました議案第 60 号、阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。5 ページ、下です。本件は、宿泊料の高騰に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

6 ページ、新旧対照表により説明をさせていただきます。旅費に関する条例第 20 条、宿 泊料につきまして、ただし書として下線部「ただし、規則で定める特別の事情により同表に 規定する額を超えることとなる場合は、同表に規定する額を超えて支給することができる。」、 この文言を追加するものでございます。

現在、出張に伴います宿泊料につきましては、パック料金を除きまして、本条例の別表に 規定がなされております。東京 23 区でありますとか、大阪市、横浜市、名古屋市、福岡市、 あと幾つかありますけれども、甲乙丙丁の甲地方としまして1万2,000円、その他の地域は 乙地方として1万円と財務省の省令に基づきまして定められております。しかしながら、昨 今の物価高騰に伴い、宿泊料も非常に高騰しております。公務上、緊急的に宿泊を伴う出張 等によりまして、前もってこの金額で宿泊先を予約することができない、そういった場合も 発生しますし、また出張の要件によっては宿泊先が指定されている場合で現行の宿泊料では 宿泊できない可能性も生じる、そういったこともあります。そういったことで、今回、ただ し書を追加するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するとしたところでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(菅 敏徳君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

17番議員、谷﨑利浩君。

O17番(谷﨑利浩君) 17番、谷﨑です。

これは宿泊料のみで、災害とかを含めて交通費関係は入らないということでよろしいですよね。それと、あと超えた分は領収書を伴う実費精算ということでよろしいでしょうか。

- 〇議長(菅 敏德君) 総務課長。
- ○総務課長(和田直也君) ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、旅費につきましては、先ほど総務部長から説明をさせていただいたとおりでございますけれども、基本的には宿泊料のみの支給について今回改正をさせていただいたというものでございます。

それから、領収書の関係ですけれども、基本的には領収書で金額を超えている部分について、例えば東京都とかに出張した場合に当然宿泊施設の宿泊料が1万2,000円を超える場合がございます。その際にその超えた分も今回の旅費の中から支給ができるということですので、前もって見積書あたりを財政のほうに提示して、1万2,000円以上の支給を受けることを判断するという形になってくるところでございます。

○議長(菅 敏徳君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 5 議案第 61 号 阿蘇市農業構造改善センター条例の一部改正について

○議長(菅 敏徳君) 日程第 5、議案第 61 号「阿蘇市農業構造改善センター条例の一部 改正について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

〇教育部長(山口貴生君) おはようございます。

議案書の7ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第61号、 阿蘇市農業構造改善センター条例の一部改正について、御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、本件は、新たに設置した空調設備の供用開始に伴い、 別途冷暖房料を徴収する必要がありますことから、本条例の一部を改正するものでございま す。

詳細につきましては、8 ページ、新旧対照表で説明を行います。このたび、一の宮町宮地にあります阿蘇市農業構造改善センターに空調設備を整備いたしました。よって、新たに使用料を徴収する必要がありますことから、8 ページにあります別表の基本料金の項の次に「冷暖房料金」としまして「1 時間につき 400 円」を追記したところでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するとしております。

説明は以上でございます。以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- O議長(菅 敏徳君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 11 番議員、園田浩文君。
- O11 番(園田浩文君) 11 番、園田です。

新しく冷暖房設備を付けられたということで1時間400円というのは妥当な金額かと思っておりますが、備考の欄に宿泊の場合は3倍を徴収するということが明記してあるんですけれども、実際ここに宿泊されるような方々がいらっしゃるのか。聞くところによると、昔は公民館か何かで行政区のほうで使用していたという話も聞いておりますが、例えば宿泊施設であれば火災報知器であったり消火設備であったり、そういうものは完備されているのか、答弁をお願いします。

- 〇議長(菅 敏德君) 教育部長。
- ○教育部長(山口貴生君) ただ今の御質問にお答えいたします。

公共施設でございますので、こういった宿泊料の取決めについては定めておりますけれど も、実際に農業構造改善センターに泊まられている方は現在おりません。理由については、 公民館的な利用もあるんですけれども、生涯学習講座等に広く使われている施設でございま す。

- 〇議長(菅 敏德君) 園田浩文君。
- O11 番(園田浩文君) 条例の中から宿泊とかいう文言を外すわけにはいかないんですか。 O議長(菅 敏徳君) 教育部長。

○教育部長(山口貴生君) 市内にございます公民館等についても合宿等の利用があって、 度々宿泊で使われることがございます。農業構造改善センターも今はそういった利用はあり ませんけれども、もしあるときにはこういう条例がなければ宿泊料を徴収することができず、 貸し出すこともできなくなりますので、こういった条例文については削除はできないところ でございます。

○議長(菅 敏徳君) 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第6 議案第62号 令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第4号)について

○議長(菅 敏徳君)日程第6、議案第62号「令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第4号)号)について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

〇企画財政課長(廣瀬和英君) 失礼します。

別冊 2 をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 62 号、令和 5 年度 阿蘇市一般会計補正予算(第 4 号)について、御説明申し上げます。

開いて、1 ページになります。まず、第 1 条ですが、今回の補正予算(第 4 号)は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18 億 2,344 万 8,000 円を追加し、198 億 9 万 5,000 円と定めております。

続いて、第2条の繰越明許費につきましては、6ページで説明させていただきます。6ページをお願いします。第2表繰越明許費は、1件でございます。乙姫保育園大規模改修事業につきましては、既に工事着工しておりますが、園を運営しながらの新調工事になりますので、安全対策を万全に来年末の竣工を見込み、予算を繰り越すものでございます。

それでは、まず主な歳入予算について御説明させていただきます。

10 ページをお願いします。10 ページの2 段目になります。普通交付税につきましては、 交付額が約59億円で確定しましたので、新たに5億885万6,000円を追加計上しておりま す。昨年度は、臨時経済対策費等の追加交付もございましたので、対前年度比約6,000万円 の減となっておりますが、通常ベースでは昨年度とほぼ同水準となっております。

続いて、14 ページをお願いします。14 ページの一番下になります。企業版ふるさと納税 寄附金としまして100万円を計上しております。本年8月に熊本市の株式会社水野商店様から、社長が阿蘇市出身という御縁もございまして、100万円の寄附をいただいております。 今回の補正予算では市の地域再生計画に基づきまして観光振興費に充当、活用させていただいております。

続いて、15ページをお願いします。15ページの中段になります。款19繰入金の項2基金 繰入金でございます。令和5年度の当初予算におきましては、財政調整基金を6億円、減債 基金を5,000万円取り崩す編成としておりましたが、今回繰越金等が確定いたしまして、財 源が確保できましたので、2 つの基金の取崩しは行わず、全額をマイナス計上としまして、 繰入金をゼロにしております。

また、同じページの一番下の段になります。前年度繰越金につきましては、令和 4 年度決算によりまして繰越額が確定いたしましたので、今回 11 億 4,207 万 1,000 円を追加計上しております。

続きまして、主な歳出予算について御説明申し上げます。

17 ページをお願いします。17 ページの下から1 行目と2 行目になります。目 12 財政調整基金費については、1 億 5,000 万円を基金に積み立てる計画で、積立て後の基金残高が約21 億円になる見込みでございます。

また、ページ、一番下の目 15 公共施設管理基金費につきましては、公共施設の老朽化に伴う改修等に備えるため、5,000 万円の基金積立を計上しており、積立て後の基金残高につきましては、約3億6,000万円になる見込みでございます。

次に、18ページ、後段から次のページにかけてになりますが、来年4月15日に任期満了を迎えます熊本県知事選挙費としまして、トータルで1,713万6,000円を計上しております。次に、21ページをお願いします。21ページの下の段の児童運営費になります。下から2行目の賄材料費としまして156万円を追加計上しており、併せて次の22ページの上から2行目、保育所等食材費等高騰対策事業費補助金としまして852万円を計上しております。こちらは、食材費高騰などに伴う副食費の負担軽減を図るため、公立、民間ともに1食当たり40円を市独自に支援するものでございます。

続いて、25 ページをお願いします。農林水産業費になります。25 ページの左端の目 3 農業振興費の節 18 負担金補助及び交付金のうち、一番下、産地生産基盤パワーアップ事業補助金としまして1,841 万 8,000 円を計上しております。こちらにつきましては、アスパラガス農家 5 軒のハウス整備に係る支援になります。なお、財源につきましては、全額を国庫財源を伴う県支出金で対応する予定としております。

次に、27 ページをお願いします。商工費になります。27 ページの下から 2 行目、指定管理 (観光宿泊)施設省エネ設備等導入補助金につきましては、県事業を活用しまして指定管理施設である市の宿泊施設 2 施設に省エネ設備を導入するもので、具体的にはやすらぎ交流館におきましてLED照明の取替えなど、古代の里キャンプ村におきまして厨房機器等の更新等に係る補助を予定しておりまして、合わせて 260 万円を計上しております。

続いて、28ページをお願いします。28ページの左端の目8まちづくり推進費になります。 節12委託料に台湾との交流促進事業業務委託料としまして35万円を計上しております。こちらは、入国制限緩和やTSMC進出等に伴い多文化共生の推進を図り、併せてインバウンドの受入整備のため、JAL台湾基地乗務員によるセミナー及び台湾ファミリー向けのモニターツアー等を開催するものでございます。

続いて、32ページをお願いします。教育費になります。32ページの一番下の2つになります。耐力度が低下した阿蘇小学校屋内運動場を改築しまして、安心・安全な学校教育環境を整えるため、委託料に改築工事監理業務委託料としまして1,467万4,000円、工事請負費

としまして 8 億 2,500 万円を計上しております。なお、本件につきましては、令和 6 年度末の竣工を目指し、改築工事を進める計画でございます。

続いて、34 ページになります。34 ページの一番下の食材費等高騰に伴う学校給食材料費等助成金につきましては、保育所同様に物価高騰に伴う小中学校の保護者の方の負担軽減を図るとともに、引き続き栄養バランスの取れた食事を提供することを目的としまして、1 食当たり 40 円の支援をするための費用としまして 1,536 万 3,000 円を計上しております。なお、財源につきましては、こちらも市の独自事業としまして一般財源から負担する予定でございます。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(菅 敏徳君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 16 番議員、古木孝宏君。

O16 番(古木孝宏君) 先ほどの台湾との交流関係のものをもう少し詳しく教えてください。

○議長(菅 敏徳君) まちづくり課長。

○まちづくり課長(石松昭信君) 今の御質問でございますが、現在、規制も取り払われましたので、外国人の例えば今後TSMCも進出してきます。そういったところで、今回地元向けには日本航空の台湾人の客室乗務員の方におもてなしの研修をしていただくということで、商工事業者、観光事業者、すべての方々に御案内をかけて、おもてなしの研修を受けていただくというところが一つ。それから、もう1点は、武蔵塚にYMCAのむさしセンターがございますが、そこに既にTSMCの家族(ファミリー)のコミュニティができております。そういったところを核に阿蘇ヘモニターツアーに来てもらって、いろいろ意見をいただきたいというところを1点やりたいということで、主にその2つをやっていきたいと考えております。

O議長(菅 敏徳君) 他に質疑はありませんか。

17番議員、谷﨑利浩君。

O17 番(谷﨑利浩君) 17 番、谷﨑です。

まず、15 ページの財政調整基金と繰越金の関係についてお尋ねしますが、まず財政調整 基金、その他の基金の預金は定期預金か普通預金か、お尋ねします。

それと、32ページ、小学校の工事関係ですが、これは国の補助が4分の1か20%程度ですけれども、この財源確保についてはどうなっているのか、教育施設整備基金というのが5 億円あると思うんですけれども、そちらは使わないのか、そういった詳しいことの説明をお願いいたします。

それと、31 ページの日本語学校に対する日本語学習支援員とありますが、先ほどの台湾の関係かもしれませんが、阿蘇に800人程度外国人がおられると聞いています。その中でお子さんとかもおられると思うんですけれども、これは義務教育に入るのか、入らないのか、そういったお子さんたちの日本語教育は、阿蘇市ではどういう感じか、取り組んでおられるのか、それについてお尋ねいたします。

- 〇議長(菅 敏德君) 企画財政課長。
- **○企画財政課長(廣瀬和英君)** ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1 点目の 15 ページの財政調整基金繰入金等の預金の種類につきましては、所管が会計課になりますので正確には分かりませんけれども、定期預金であると認識しております。それから、基金の取崩し、公共施設の管理基金の繰入れ関係につきましては、今回、阿蘇小学校の体育館の改築工事費を予算計上しておりますけれども、そこについては合併特例債を充てております。今後、全般的に施設の老朽化が非常に進んでおりますので、そういった部分を鑑みまして、今回は公共施設整備基金については取崩しは行わず、教育施設の整備基金につきましても基金残高としては確保しておきたいというところで、今後に備えて今回は執行していないという状況でございます。

- 〇議長(菅 敏德君) 教育部長。
- ○教育部長(山口貴生君) 2 点目の阿蘇小学校の屋内運動場の件でございますけれども、補助率は 55%になります。この補助率の算定は、基準面積に基準単価を掛ける金額でございますので、32ページにありますとおり1億9,239万5,000円、これが国庫補助の金額になります。これは2か年分です。
- 〇議長(菅 敏德君) 教育課長。
- ○教育課長(藤井栄治君) それから、日本語学校の支援ということで阿蘇市内に外国から 来られた生徒さんが十数名おられます。今回上げている分は、2 つの学校に対しまして小学 校と中学校の生活支援も含めた学習支援ということで2名の報酬を上げさせていただいてお ります。阿蘇市に転入されましたら義務教育ということで行いますので、阿蘇市の生徒とし て支援をやっていくという形になっていくものでございます。
- 〇議長(菅 敏德君) 谷﨑利浩君。
- **O17 番(谷崎利浩君)** まず、小学校の体育館については合併特例債を使われるということですか。まだ残っていたんですね。過疎債とかも今回は使わないということで、合併特例債ということでいいということですね。だったら、地方債のこれは合併特例債の交付税措置があるということで考えてよろしいですね。

日本語の件については、外国の方は義務教育じゃなかったと思うんですけれど、義務教育 ということでよろしいですか、もう一度お尋ねします。

基金については、今まで繰越金が結構十数億円と多かったんですよね。それでちょっとどうかと思っていたんですけれど、基金を取り崩すと定期から普通預金になって、金利も変わるということなので、繰越金を使っていくというのは必要かと思うんですけれども。ただ、今までが実質収支で14億円、15億円あって、補正予算でどこかで予算計上して、また決算のときになると不用額で十数億円出てきて、実質収支が十数億円という形で出てきて、現金が結構見てみると令和3年度で18億円ぐらい普通預金でありましたので、そのあたりがちゃんと税金を使われているのかと、そういったところも気をつけて予算組みと実行をしていただきたいと思います。それぞれ回答をお願いします。

〇議長(菅 敏德君) 教育課長。

○教育課長(藤井栄治君) 小中学校の学習支援のことですが、阿蘇市内の小中学校に受け 入れた時点で義務教育という形で阿蘇市はそういう支援を行ってまいりたいと思っておりま す。

〇議長(菅 敏德君) 企画財政課長。

○企画財政課長(廣瀬和英君) 今回、前年度繰越金としまして約 14 億円を計上しております。令和4年度につきましては、財政調整基金2億円と教育施設整備基金3億円を積んでおります。今回につきましても保育園や学校などの子どもたちの給食費を支援するための独自の予算としまして約3,000万円近く計上しておりますし、経済対策、物価高騰対策についてはしっかり支援しているところでございます。今後も物価高騰は続く可能性もございますので、関係課と調整しながら、しかるべきときに必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

〇議長(菅 敏德君) 谷﨑利浩君。

O17 番(谷崎利浩君) 義務教育の件だけもう一度お尋ねします。法律的には義務教育ではないんですよね。小学校に来られたら義務教育相当の対応をして丁寧に教育されるということですけれども、6 歳、7 歳あるいは十数歳になったお子さんがおられるときに、国の法律として義務教育だから強制的に学校に行かせるというか、学校に行かないといけないということではないということですよね。そのあたりはどうなんですか。3 回目なので、結論的に学校に行かない子どもがいないような形を市として難しいことだと思うんですけれども、そのあたりも意識していただきたいと思います。学校に行かない子どもたちがいて、日本語が分からない子どもたちが出てくるとなかなか社会生活に溶け込めないということもあると思いますので、そのあたりの問題も将来生じてくるかもしれないということも含めて学校で意識しておいていただきたいと思います。

〇議長(菅 敏德君) 教育課長。

○教育課長(藤井栄治君) ただ今の御質問にお答えします。

市議が言われましたような阿蘇市で受け入れた状態になりましたら義務教育に沿った支援 をしてまいりますが、今後も年々そういう方が増えてまいりますので、そういう生活支援、 学習支援をしてまいりたいと考えております。

○議長(菅 敏徳君) 他に質疑ありませんか。

11 番議員、園田浩文君。

O11 番(園田浩文君) 11 番、園田です。

34 ページの旧阿蘇教育キャンプ場内の施設撤去とありますが、この内容をお願いいたします。

〇議長(菅 敏德君) 教育課長。

○教育課長(藤井栄治君) ただ今の御質問でございますが、今回施設内の撤去ということで、中にございます国の事業の砂防堰堤の建設が令和6年から始まるということで、送水管、配水管、それから中にあります電気の線、受水槽が上のほうに1基ございます。それから、宿泊テントを10棟ほど撤去して、来年の国の工事を妨げる部分の撤去工事を行う予定にし

ております。

- 〇議長(菅 敏德君) 園田浩文君。
- **O11 番(園田浩文君)** ということは、テントも 10 張りぐらいは撤去しないといけないということですか。まだテントもかなり新しいので、工事の後にまたどこかスペースを見つけて設置するのか、そのまま売却か、払下げかされるのか、そのあたりまで考えていらっしゃいますか。
- 〇議長(菅 敏德君) 教育課長。
- **〇教育課長(藤井栄治君)** テントの件でございますが、全部が全部テントを張ってあるものではありません。基礎の部分とテントがある部分もありますので、テントも含めた部分の撤去がある分については、今後検討してまいりたいと思っております。
- ○議長(菅 敏德君) 13番議員、大倉幸也君。
- O13 番(大倉幸也君) 13 番、大倉です。

33 ページの一の宮中学校武道場天井結露防止工事、これは当初から私も聞いていましたけれども、もう何年も経ちます。なるべく早く天井などは修繕していただかないと、また天井が剥離したりとか、そういうのにつながってくると思います。こういうところを何年も経って、こういう工事がなされるということは、どのくらいの規模の工事か、そういうところをお願いします。

それと、27 ページのまちづくり課の優しい日本語教室、これは、前、私が一般質問した 日本語教室、日本語教育関係のボランティアの方々がやっておられる事業と関係があるのか、 イベント的にやられるのか、そういうところをお願いします。

- 〇議長(菅 敏德君) 教育部長。
- ○教育部長(山口貴生君) 1番目の一の宮中学校の武道場の件でございますけれども、私個人としては今年度に入りまして、この結露の連絡を受けて現場を確認したものですから、今回の予算措置となってございます。工事の内容としては、塗料の塗布による結露防止という方法があるみたいで、その方法によって結露防止に努めたいと思っております。
- 〇議長(菅 敏徳君) まちづくり課長。
- **○まちづくり課長(石松昭信君)** 日本語教室の件でございますが、こちらは阿蘇市に住んでいらっしゃる外国人を対象に開催したいと思っています。これは熊本県の事業でございますが、一昨年ぐらい前から進められておりまして、今年、阿蘇市として手を挙げました。3 か所選定されておりまして、そのうち阿蘇市が選定されたということで、今年は熊本県のほうで実施をしてもらうということでございます。それを踏まえて今後継続的にやっていきたいということを考えております。先般、熊本県のほうで市民サポーターの説明会が開催されておりまして、今後、計画的には10月以降を予定したいと考えております。
- 〇議長(菅 敏德君) 大倉幸也君。
- O13 番(大倉幸也君) 武道場は、もともと天井の空調というか、天井の湿気の抜けが悪いという構造じゃないんですか。そういうところをちゃんと見直したほうがいいかと思いますけれども、工事のやり方は今聞きましたけれども、どういうやり方でやるか、お願いしま

す。

- 〇議長(菅 敏德君) 教育部長。
- ○教育部長(山口貴生君) もちろん結露防止についての対処については、個人的にそういった知識があるわけではございませんので、現場に設計事務所の方をお呼びしまして、一番 妥当な対策ということでお聞きしましたところ、先ほど回答いたしました塗料による塗布によって結露は十分に抑えられると。御指摘のとおり、その建物の構造的な欠陥は一部あるようでございますけれども、防止については塗料等で十分対応できるということで今回予算を計上してございます。
- ○議長(菅 敏徳君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第7 議案第63号 令和5年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算(第1号)に ついて

〇議長(菅 敏徳君) 日程第7、議案第63号「令和5年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計 補正予算(第1号)について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

〇観光課長(秦 美保子君) それでは、別冊3をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第63号、令和5年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について、御説明します。

1ページをお願いします。第1号補正になります。歳入歳出予算補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出それぞれ9,860万円と定めています。

6ページをお願いします。歳入です。

款1使用料及び手数料、目1観光施設使用料、阿蘇山公園道路の収入になります。右側の 説明を見ていただきますと、普通車、軽自動車、二輪車を増額し、マイクロバス、中型バス を減額しています。現状としてレンタカーが増加する一方、社員旅行とか老人会の旅行など、 国内の団体旅行が戻っていない現状です。

続きまして、7ページをお願いします。歳出になります。

款1観光施設費、目1公園道路管理費、節10需用費73万円増額しています。内訳としまして消耗品と修繕費になりますけれども、二次避難休憩施設のトイレットペーパーの増、それと修繕におきましては雷の被害の修繕費の増になります。その下の委託料です。公園道路管理業務委託料160万円増額しております。トイレの清掃管理に女性の方1名を雇用したいと思っております。これまでも仮設トイレを管理していただいておりましたので、特に増員をしておりませんでした。しかし、新しい避難休憩所の利用が多くなっておりまして、7割の方が外国人であります。トイレットペーパーを流さないお国の方も3か国ありますので、

業務が増えている状況にあります。

その下になります。款 2 観光振興費、目 1 観光振興費、節 12 委託料ですけれども、今年の 5 月のミヤマキリシマの害虫駆除委託料、事業残を 23 万円落とさせていただいております。その下も阿蘇山上分の駆除費を落とさせていただいております。

以上です。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長(菅 敏徳君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第8 議案第64号 令和5年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

〇議長(菅 敏徳君) 日程第8、議案第64号「令和5年度阿蘇市下水道事業特別会計補正 予算(第1号)について」を議題といたします。

土木部上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

〇上下水道課長(竹原昭典君) お疲れさまでございます。

別冊 4 をお願いします。ただ今議題としていただきました議案第 64 号、令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明させていただきます。

別冊4の令和5年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお願いします。令和5年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。 歳入歳出予算補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万円を減額し、歳入歳出それぞれ5億8,595万4,000円と定めます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によります。こちらは、4 ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたします。6 ページをお願いします。款 2 事業費、項 1 下水道事業費、こちらは、人件費の補正になります。給料が 11 万 2,000 円の増、職員手当等、扶養手当ほかになりますけれども、こちらが 220 万 3,000 円の減になります。共済費が 28 万 1,000 円の増になります。合わせまして、減額の 181 万円となります。

5 ページになりまして歳入になりますけれども、一般会計繰入金、こちらは、先ほどの歳 出の減額に伴いまして、繰入金が同額の 181 万円減額となります。

1ページに戻っていただきまして、債務負担行為補正になります。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。こちらは、3ページになります。こちらは、浄化センターや新橋、成川中継ポンプ場及び23か所のマンホールポンプ場の包括的な維持管理業務委託について、令和3年度に契約しました業務委託が3年間ですので、本年度が最終年度でございます。次年度から以前の3年間を5年間に期間延長しまして業務委託を進めるために

今年度債務負担行為を設定追加するものでございます。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(菅 敏徳君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第9 議案第65号 令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について

○議長(菅 敏徳君) 日程第9、議案第65号「令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

〇ほけん課長(小山隆幸君) おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第 65 号、令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別 会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料、別冊 5 の 1 ページをお開きください。本補正予算は、第 2 号補正となります。歳入歳出予算補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,551 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 35 億 9,838 万 9,000 円と定めました。

6ページをお願いいたします。2、歳入になります。

款5国庫支出金、目9健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金につきまして、6万5,000円を増額補正いたしました。内容につきましては、歳出と併せて御説明申し上げます。

款 11 繰越金、目 1 その他繰越金です。前年度繰越金としまして 3,544 万 8,000 円を増額 し、7,244 万 8,000 円といたしました。

続きまして、7ページをお願いいたします。3、歳出です。

款2保険給付費、目1出産育児一時金です。先ほど歳入で触れました健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金を財源としまして財源の変更を行っております。これは、出産育児一時金が本年度から1出産当たり50万円と増額になったことに対する負担軽減策としまして、本年度、国におきまして創設されたものです。

次に、款 11 予備費、目 1 予備費です。 2,800 万 2,000 円を増額し、 3,360 万 2,000 円といたしました。 先ほど歳入で御説明いたしました前年度繰越金を充当しております。

説明は以上となります。御審議賜りますよう、よろしくお願いします。

O議長(菅 敏徳君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 17 番議員、谷﨑利浩君。

〇17番(谷崎利浩君) 谷﨑です。

7ページの繰出金についてお尋ねします。一般会計繰出金ですが、令和4年度と書いてあります。補正予算でも出てきていましたけれども、単年度主義で会計をやっておりますが、令和5年度分の中に令和4年度分が入ってきています。これは、3月31日に締めて、出納整

理期間が 5 月 31 日まであるんですが、それまでに精算はできなかったのか、それについて お尋ねします。

- 〇議長(菅 敏徳君) ほけん課長。
- **〇ほけん課長(小山隆幸君)** ただ今の質問にお答えさせていただきます。

例年、事務費繰入金等につきましては、当該年度に全額を繰り入れます。その後、先ほど 議員がおっしゃられましたように出納閉鎖期間等がございますので、どうしても精算のタイ ミングはこの時期になってくるということでございます。

- 〇議長(菅 敏德君) 谷﨑利浩君。
- **○17 番(谷崎利浩君)** 繰越明許を出していれば実質収支に関係はないと思うんですけれども、恐らく先ほどの補正予算のものも含めて繰越しはしていないと思うんです。それで、実質収支の数字が不正確なものになってくると思いますので、間に合わせていただきたいと思うんですが、5月31日までに精算して、5月31日までに令和4年度の補正として出して単年度で終わると思うんですが、それは時期的に難しいんですか。うちうちの話ですけれど、国庫補助とかじゃないと思うので。
- 〇議長(菅 敏徳君) ほけん課長。
- **○ほけん課長(小山隆幸君)** ただ今の御質問にお答えさせていただきます。 期間的に現状では厳しいということで御理解いただきたいと思います。
- ○議長(菅 敏徳君) 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) お諮りいたします。暫時休憩したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) それでは、暫時休憩をいたします。11 時 15 分に再開いたします。午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長(菅 敏徳君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 10 議案第 66 号 令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)に ついて

〇議長(菅 敏徳君) 日程第 10、議案第 66 号「令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計 補正予算(第 2 号)について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長(小山隆幸君) ただ今議題としていただきました議案第 66 号、令和 5 年度 阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料、別冊6の1ページをお開きください。本補正予算は、第2号補正となります。歳入

歳出予算補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億824万円を追加 し、歳入歳出それぞれ39億7,000万3,000円と定めました。

6ページをお願いいたします。2、歳入です。

主なものとしまして、款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金につきまして 2,538 万 6,000 円を増額し、6 億 219 万 7,000 円といたしました。

同じく、項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金、介護給付費財政調整交付金につきまして 1,895 万 7,000 円を増額し、2 億 7,439 万 9,000 円といたしました。これは、国の交付決定 に基づくものであります。

同じく、目3事業費補助金です。地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金として3,089 万円を計上させていただいておりますが、内容としましては災害時の対応としまして非常用 自家発電設備を介護施設において整備するものであります。

次に、款 5 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金につきまして 1 億 961 万 6,000 円を増額し、9 億 7,174 万 4,000 円といたしました。これにつきましても国の交付決定等に基づくものであります。

7ページをお願いいたします。款 6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金1,447万8,000円の増額、及び、款8 繰入金、目1 介護給付費繰入金、介護給付費負担金1,533万3,000円の増額につきましても、先ほど御説明いたしましたとおり、国庫金と同様に交付決定に基づくものであります。

少し戻りまして、款 6 県支出金、項 3 県補助金、節 1 その他事業補助金としまして、介護 基盤緊急整備特別対策事業補助金 1,393 万 3,000 円につきましては、介護職員の宿舎整備事業に対する補助となります。

9ページをお願いいたします。3、歳出です。

款1総務費、目1一般管理費です。先ほど歳入で御説明いたしました介護基盤緊急整備特別対策事業補助金並びに地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金につきましては、同額を計上しております。

次に、款2保険給付費、目1介護サービス給付費につきましては、歳入において増額いた しました国等の負担金の交付決定に基づき財源変更を行っております。

次に、10ページ、下段となります。款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金です。令和4年度分としまして国・県支払基金から交付を受けました負担金等におきまして事業費の確定による返還金が生じましたので、合計9,192万2,000円を計上いたしました。次に、11ページをお願いいたします。款7諸支出金、項3繰出金、目3一般会計繰出金です。償還金と同様、事業費の確定により、合計2,807万2,000円を計上いたしました。

次に、款 8 予備費です。前年度繰越金等の調整により、合計で 3 億 5,251 万 2,000 円としております。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(菅 敏徳君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

14 番議員、湯淺正司君。

- **○14 番(湯淺正司君)** 1 件だけお尋ねいたします。6 ページの事業補助金で 3,089 万円と 説明がありましたけれど、自家発電ということでしたけれど、どういう内容か説明をよろし くお願いいたします。
- 〇議長(菅 敏德君) ほけん課長。
- **〇ほけん課長(小山隆幸君)** ただ今の質問にお答えさせていただきます。

先ほど申しました高齢者施設への災害時用の自家発電装置を設置するものであります。これが今回市内 4 つの施設におきまして計画が上げられております。それぞれ大体 1 施設が770万円前後の 4 施設ということになっております。

- 〇議長(菅 敏德君) 湯淺正司君。
- O14番(湯淺正司君) どこの施設か、いいですか。
- 〇議長(菅 敏徳君) ほけん課長。
- **○ほけん課長(小山隆幸君)** 現在申請があっておりますのが、あその杜、グループホーム さくら苑1号館及び2号館、小規模多機能ホームひだまりの里の4か所になっております。
- 〇議長(**菅 敏德君**) 12 番議員、市原正君。
- **O12 番 (市原 正君)** 今の湯浅議員と同じですけれども、この件で全額国の補助になるんですか、そのあたりの説明をもう一回お願いします。
- 〇議長(菅 敏徳君) ほけん課長。
- **〇ほけん課長(小山隆幸君)** ただ今の質問にお答えさせていただきます。

今回 4 か所から事業申請が上がっております。それに対しまして基本的には国の補助 100%を予定しております。

以上です。

○議長(菅 敏徳君) 他に質疑ありませんか。

17番議員、谷﨑利浩君。

- O17 番(谷崎利浩君) 介護給付についてですけれども、介護を利用しますと設備を色々造ったりします。その中で介護給付金を当てにしてというといけませんけれども、介護給付金があるから業者の見積もりが多少高めで来ているのではないかと感じることがあるんですが、介護施設、介護工事とかいろいろするときに業者を一般の人たちはなかなか見つけづらいので、紹介するときに2社ぐらいを紹介して、相見積もりできるような形を心がけていただきたいと思うんですけれど、その辺の状況については何かお聞きしたりとか、把握したりとか、されていますか。
- 〇議長(菅 敏徳君) ほけん課長。
- **〇ほけん課長(小山隆幸君)** お答えします。

ただ今の御質問ですけれども、特に今の時点でこの利用が高いとかいうことに関して個人 的な問合せは聞いておりません。

以上です。

- 〇議長(菅 敏德君) 谷﨑利浩君。
- **O17 番(谷﨑利浩君)** もう一つの質問です。ちょっと口うるさいようですけれども、先

ほどの話の年度をまたいだ精算の件ですけれども、ここだけでも1億円近くあります。実質収支は14億円ですので、先ほどの補正予算で5,000万円ぐらいありますので、1億円を超えてくる年度またぎの金額がありますので、先ほど課長から何でできないかという理由はお聞きしましたが、大体実質収支は2、3%で抑えたほうがいいと書いてありますので、大体2、3億円程度の実質収支からいくと1億円を超えるこういった精算の仕方は非常によくないのではないかと思います。それで、対応として繰越明許か何かして実質収支の計算から省くような方法も必要じゃないかと思うんですけれども、所管は違いますけれど、企画財政課長、いかがでしょうか。

- 〇議長(菅 敏德君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(廣瀬和英君) ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

出納整理期間中の出し入れにつきましては、基本的には旧年度の予算では計上できなく、 新年度の予算しか4月以降は予算計上できませんので、事務費の精算としましては、どうし てもこの時期になってしまうというところになります。

- 〇議長(菅 敏德君) 谷﨑利浩君。
- **O17 番(谷崎利浩君)** 決算のときの数字を正確にするために工夫をお願いしたいと思います。
- 〇議長(菅 敏德君) 市民部長。
- ○市民部長(宮崎 隆君) 市議が言われることも分かるんですが、これは、介護保険、国民健康保険、この後も出ますけれども、後期高齢者医療保険も同じですけれども、予算の規模が大きい、いわゆる毎月支払いも非常に億単位で払っている。要は、国、県、支払基金とか、そういうところからお金をいただく分については、請求して、ある程度余計にもらう。そして、4月、5月の出納整理期間、歳入歳出で全部終わってから、最終的には阿蘇市の場合は、国の補助金はこれだけでしたよ、県の補助金はこれだけでしたよ、そして、一般会計はこれだけですと割合がありますので、というふうに確定します。実質収支関係の影響もあるかもしれませんけれども、この方法を変えるということは制度上ちょっと難しいかと思いますので、何とか御理解をお願いしたいと思います。
- ○議長(菅 敏徳君) 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(菅 敏徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 11 議案第 67 号 令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)について

〇議長(菅 敏徳君) 日程第 11、議案第 67 号「令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長(小山隆幸君) ただ今議題としていただきました議案第 67 号、令和 5 年度

阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料、別冊7の1ページをお開きください。本予算は、第2号補正となります。歳入歳出予算補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,483万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億4,615万円と定めました。

6ページをお願いいたします。2、歳入です。

款 5 繰越金、目 1 繰越金、前年度繰越金としまして 1,483 万 6,000 円を計上しております。

次に、7ページをお願いいたします。3、歳出です。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金としまして、被保険者保険料負担金令和 4 年度精算分としまして 996 万 1,000 円を増額し、納付金の合計を 4 億 8,114 万 5,000 円としております。

続きまして、款3保健事業費、目1健康診査費です。令和4年度消費税としまして13万円を計上しております。これにつきましては、令和2年度におきまして健診等の受託収入、広域連合からの受託という形で健診等を行っておりますけれども、これにつきまして1,000万円を超えたということによりまして令和4年度分の消費税納入の義務が生じたものであります。

説明につきましては以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(菅 敏徳君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第12、議案第68号「令和5年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算(第2号)について」から日程第14、議案第70号「令和5年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算(第2号)について」までの3件を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 異議なしと認めます。したがって、議案第68号から議案第70号までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第 12 議案第 68 号 令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算(第 2 号)について

日程第 13 議案第 69 号 令和 5 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算(第 1 号)について

日程第 14 議案第 70 号 令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算(第 2 号)について

〇議長(菅 **敏徳君**) 総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(廣瀬和英君) ただ今一括議題としていただきました議案第 68 号から議

案第70号につきまして、順に御説明申し上げます。

まず初めに、別冊 8 をお願いします。議案第 68 号、令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算(第 2 号)についてであります。

1 ページをお願いします。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2,308万円と定めております。

それでは、6 ページで説明させていただきます。6 ページをお願いします。6 ページは、歳入になります。歳入は、1 件になります。前年度繰越金につきましては、令和 4 年度決算に伴いまして金額が確定いたしましたので、既計上予算との差額であります 207 万 5,000 円を追加計上しております。

次に、歳出予算について御説明いたします。7 ページをお願いします。歳出では、先ほどの前年度繰越金と同額の207万5,000円を予備費に追加計上しております。

続きまして、別冊 9 をお願いします。議案第 69 号、令和 5 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

まず、1 ページをお願いします。第 1 条ですが、今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 556 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,236 万 8,000 円と定めております。

最初に、歳入予算について御説明いたします。6 ページをお願いします。6 ページの前年 度繰越金につきましては、令和4年度決算に伴い金額が確定いたしましたので、既計上予算 との差額であります556万7,000円を追加計上しております。

次に、7 ページの歳出になります。歳出では、予備費に先ほどの前年度繰越金と同額の 556万7,000円を追加計上しております。

最後に、別冊 10 をお願いします。議案第 70 号、令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計補 正予算(第 2 号)についてでございます。

1 ページをお願いします。第 1 条になります。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 627 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 2,472 万 8,000 円としております。

まず、歳入予算について、6ページをお願いします。こちらも他の財産区同様に令和4年度決算に伴い前年度繰越金が確定しましたので、627万2,000円を追加計上しております。

次に、歳出予算になりますが、7ページをお願いします。こちらも、先ほどの前年度繰越金と同額の627万2,000円を予備費に追加計上しております。

説明は以上です。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(菅 敏徳君) 説明が終わりました。

これより議案第68号から議案第70号までの質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 15 議案第 71 号 令和 5 年度阿蘇市水道事業会計補正予算(第 1 号)について

○議長(菅 敏徳君) 日程第 15、議案第 71 号「令和 5 年度阿蘇市水道事業会計補正予算 (第 1 号) について」を議題といたします。

土木部上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

〇上下水道課長(竹原昭典君) ただ今議題としていただきました議案第71号、令和5年度阿蘇市水道事業会計補正予算(第1号)について、御説明させていただきます。

別冊11でございます。1ページをお願いします。令和5年度阿蘇市水道事業会計補正予算 (第1号)。第1条、令和5年度阿蘇市水道事業の補正予算(第1号)は、次に定めるとこ ろによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出を次のとおり補正する。こちらは、4ページからの予算明細書で御説明いたします。

5 ページをお願いします。5 ページの上水道事業費、営業費用、総係費でありますが、こちらは職員の退職によります給与手当の減額と、それに伴いまして会計年度任用職員の人員補充による報酬の増額、合わせまして 445 万円を減額補正し、収益的支出合計を 4 億 8,232 万 6,000 円とするものでございます。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(菅 敏徳君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第16 議案第72号 共有原野等の寄附について

〇議長(菅 敏徳君) 日程第 16、議案第 72 号「共有原野等の寄附について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

○総務部長(髙木 洋君) お疲れさまです。

議案集に戻っていただきまして、10 ページをお願い申し上げます。議案集 10 ページになります。ただ今議題としていただきました議案第 72 号、共有原野等の寄附について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由になります。11 ページ、下をお願いします。本件は、西湯浦牧野組合等から共有原野等の御寄附の申出があったため、地方自治法第96条第1項第9号、この規定は負担付き寄附になります。この規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

戻っていただきまして、10ページをお願いします。

まず、1、寄附を受ける物件、阿蘇市西湯浦字端辺 1454 番 1、地目、原野、面積が 206 万 6,629 平米ほか、ここに記載の全 17 筆、総面積が 315 万 6,297 平米、約 315 へクタールになります。このうち、一番下にあります 1 筆につきましては、南小国町の土地、南小国町大字中原字三村野 3183 番 16、面積が 5 万 1,098 平米も含まれております。地目につきましては、記載のとおりでございます。現在も放牧原野として一体的な利活用がなされているところで

ございます。

2、寄附者。寄附者につきましては、ここに記載の西湯浦区長、西湯浦牧野組合長、登記 名義人としまして記載の3名の方でございます。

めくっていただきまして、11ページをお願いします。3に寄附の条件を記載されております。まず、(1) 採草・放牧等に係る関係集落の入会権は、寄附後も存続する。(2) としまして、「阿蘇市有原野の貸付及び処分に関する条例」に基づきまして、市が所有する旧阿蘇町内の原野等として、その取扱いは旧慣行のとおりとする。具体的に申し上げますと、物件が阿蘇市名義になります。今後、貸付けでありますとか、市のほうで処分をする、そういった場合、95%を関係集落、5%を旧阿蘇町の取決めに基づくものであります。(3) その他としまして、その他定めのない事項及び旧慣行に例のない事項で特に協議を必要とする場合は、別途協議のうえ、決定する。以上、3点が条件となっております。

12 ページに今回寄附申出をいただきました西湯浦牧野組合の管理する土地、管内図に落としております。

なお、本件につきましては、組合員の減少でありますとか高齢化によりまして原野の維持管理が非常に困難になりつつある、そういったことから要望書も市に対して出されております。また、市としましても世界文化遺産を目指す中で官民一体となり守っていくことが必要である、そういったことからも今回寄附をお受けすることとし、上程をさせていただいております。併せまして、原野等の寄附につきましては、平成 18 年度に実際寄附があっております。小里原野組合、二三五牧野組合、内牧のほうになります。三久保牧野財産管理組合、新宮牧野組合等からも同様の寄附の申出に基づきまして寄附をいただいているところでございます。議決をいただきました後には速やかに阿蘇市に名義変更を予定しております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(菅 敏徳君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 17 番議員、谷崎利浩君。
- **O17番(谷﨑利浩君)** 17番、谷﨑です。

これは非常に重要な問題で (1) に「採草・放牧等に係る関係集落の入会権は、寄附後も存続する」と書いてありますけれども、これは「入会権は、寄附後も存続する」という一文に変えたほうがいいと思います。なぜかというと、「採草・放牧等に係る」と書いてあると、畜産農家がいなくなったときに入会権が消滅したと曲解される可能性があって、その場合、湯浦の方々が不利益を被る可能性も出てきますので、入会権と書いて、入会権は何たるかということについてはいろいろ裁判の事例がありますので、そういったものも含めてできるようにしておいたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(菅 敏德君) 総務部長。
- ○総務部長(髙木 洋君) 地元の牧野組合からも要望書もいただいておりまして、その要望書に記載されていた文言をそのまま条件ということで記載をさせていただいております。 市のほうで独自に変えるというのは非常に厳しいものがある、そういうふうに認識をしております。

- 〇議長(菅 敏德君) 谷﨑利浩君。
- O17 番(谷崎利浩君) 黒川のほうは入会権と採草権を分けてありまして、いろいろ資料を見ていくと、入会権は住民にあって、原野組合がありまして、原野組合が入会権を管理しています。その上に牧野組合がありまして、採草権を持って、牧草・放牧等を利用しております。そういった関係で、その入会権があるがゆえに阿蘇山観光事業特別会計の公園道路、あれを国と裁判したときに、あの入会権を根拠に和解が成立しているという記録もございます。入会権は非常に重要でありますので、こちらの組合は入会権に対する考えが違う、こちらの組合は考えが違う、こちらの組合は考えが違う、こちらの組合は考えが違う、こちらの地域は違うとなると非常に公園道路にも関係してくる内容でございますので、そのあたりのところは気をつけておいたほうがいいと思いますので、もう一度考えていただきたいと思います。
- 〇議長(菅 敏德君) 総務部長。
- ○総務部長(高木 洋君) ただ今、黒川牧野組合に関する御意見もいただきました。ただ、地元からはこういった条件でということでありましたので、市としては先方の条件を変更したりとか修正したりとかすることはなかなか厳しいものがありますので、先方の御意向を寄附の条件ということで今回議案の中にも出させていただきました。御意見のあった分についても、今後機会があればそういったこともということで御紹介をさせていただきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(菅 敏德君) 15 番議員、五嶋義行君。
- **○15 番(五嶋義行君)** 15 番、五嶋です。

先ほど総務部長から畜産の従事者が減って管理が難しくなったという理由ですが、本当の理由はどういうところにあるんでしょうか。それは表向きの理由で、今まで登記してあるから、そういう税金面の関係とか、ほかの牧野と同じ条件にするわけですよね。阿蘇市所有の入会牧野ということで。だから、本当のところの理由は何でしょうか。

- 〇議長(菅 敏德君) 企画財政課長。
- **○企画財政課長(廣瀬和英君)** 今回、寄附の要望書をいただいております。その中では農業従事者の担い手不足、高齢化等に伴って原野の維持管理が困難になってきているというのが背景にあるかと市としても認識しております。税の負担の部分も可能性としてはありますけれども、一番はやはり担い手不足、高齢化が最大の要因かと思います。
- ○議長(菅 敏徳君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 50 分 散会